

# 医師への医薬品情報活動について

平成 30 年 4 月

薬剤部長

## 訪問時間

原則 **11 時から 13 時まで**とします。

重大な連絡事項または説明会等の為、上記の時間外に訪問する必要がある場合は、事前に医局秘書と調整後**※1 ※2 ※3**、薬剤部までその旨を連絡してください。

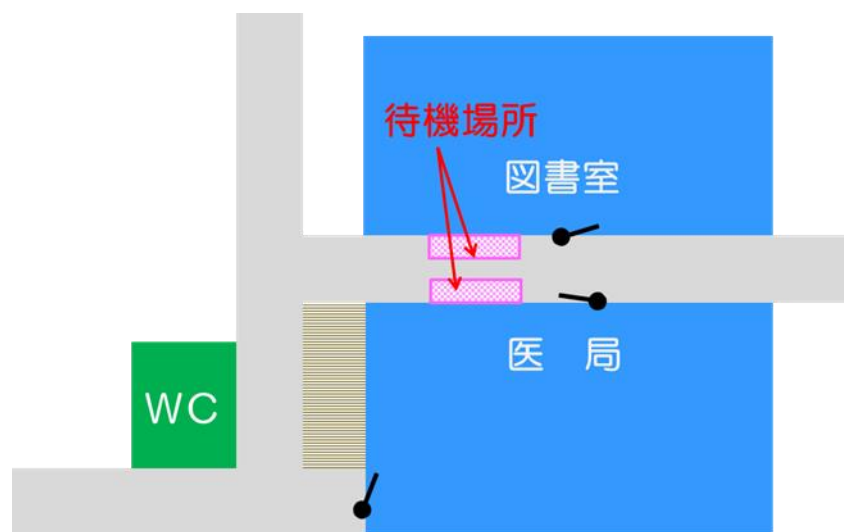
**※1 直接、医師への連絡はご遠慮ください。**

**※2 医局秘書との調整は、平日 8 時 30 分から 15 時までの間とします。**

**※3 医師からの直接の連絡による訪問の際は、医局秘書にその旨、連絡をお願いします。**

## 面会場所

**医局内への立ち入りは禁止です。** 面会の為の待機場所は、下記の図で示した場所または 1 階ロビーのみです。



## 訪問に際しての注意事項

1. 来院時は薬剤部で訪問記録に記帳後、**訪問許可証を着用して**訪問をお願いします。
2. 訪問が終了しましたら薬剤部にて訪問記録に記帳後、**訪問許可証を返却し**、退出されてください。
3. 退出時間が 17 時 15 分を過ぎる場合は、訪問許可証を退出時間の記載された名刺と共に時間外窓口へ返却して下さい。
4. 訪問に際して、患者さんや職員に支障がないようお願いします。
5. 医療機器情報活動に関する問い合わせは、企画課までお願いします。
6. **上記の事項に違反する場合は、今後の医薬品情報活動を制限させていただきます。**